

保育制度改革に関する意見書

現在、国において検討されている新たな保育制度＝「子ども・子育て新システム」は、市場原理に基づく保育のサービス産業化を図るために、直接契約・直接補助方式の導入など介護保険制度をモデルにした保育制度改革をすすめるものである。幼保一体化や最低基準の地方条例化などについても十分な議論もないまま2011年の国会で法改正を行い、2013年度から新制度の施行をめざすとしている。

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、すべての子どもの保育を受ける権利を保障してきた。しかし、「子ども・子育て新システム」は、国の責任を市町村に委ねるだけでなく、児童福祉法24条にもとづく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるもので、保育の地域格差が広がるだけでなく、応益負担の導入により家庭の経済状況によって子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねない。あわせてそれぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育所を一体化することに対して拙速な結論を出すことは、社会に大きな混乱を引き起こすものである。

子どもの貧困や子育ての困難が広がるなかで、急激な少子化の進行にも関わらず都市部では保育所の待機児童が急増しており、過疎地で保育の場の確保が困難になっている。いま必要なことは、国と自治体の責任で保育・子育て支援を拡充し、十分な財源を確保することなど、すべての子どもに質の高い保育と支援を保障するための保育制度を拡充することである。

よって、国において、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえたうえで、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充を図られるよう、以下の事項について強く要望する。

1. 憲法25条、児童福祉法2条の理念に基づき、すべての子どもの健やかな育ちを保障するために現行保育制度を堅持・拡充すること。
2. 国の責任において緊急に認可保育所の整備を行い待機児童の解消を図ること。地方自治体が待機児童解消に向けた取り組みができるよう、国が国有地の優先的払い下げや貸与等、必要な支援と財政措置を行うこと。
3. 保育所・幼稚園・学童保育及び子育て支援関連予算を大幅に増やし、子育てにかかわる経済的負担の軽減を図ること。
4. 児童福祉施設最低基準の廃止・引き下げは行わず、抜本的に改善すること。
5. 幼保一体化を含む子ども・子育て新システムについては拙速な結論は避け自治体、保育関係者等当事者の意見を考慮して慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣

